

(仮称)「武蔵野市生物多様性基本方針」の基本的事項について

1 経緯・根拠

- 生物多様性基本法（平成 20 年制定）は、地方自治体の努力義務として、地域の生物多様性保全のための生物多様性地域戦略の策定を定めている。全国 97 の自治体において策定済（都内では 11 自治体）。
- 本市においては、第三期環境基本計画で生物多様性の基本的理念を掲げ、第四期環境基本計画で生物多様性地域戦略として（仮称）「武蔵野市生物多様性基本方針」（以下、基本方針という）を策定する方針を明確にした。

2 策定の進め方

- 環境政策課が中心となり、緑のまち推進課（緑関連施策）等と連携する。
- 3 回程度の第 9 期環境市民会議の審議を得る。
- パブリックコメントにより、市民意見を反映させる。
- 一部作業（過年度調査の分析、編集等）を「公益財団法人 日本生態系協会」に委託する。

3 スケジュール

- 4 月 策定作業開始
- 5 月 委託業者契約
- 8 月 基本的事項・方向性について環境市民会議で審議
- 10 月 中間まとめを環境市民会議で審議
- 10～11 月 パブリックコメント募集
- 1 月 完成案を環境市民会議で審議
- 2 月 厚生委員会で行政報告

4 コンセプト

- (1) 都市型の生物多様性概念を明示するために、動植物そのものだけでなく、文化、産業、観光、歴史、教育等との関わりを意識する。
- (2) 生物多様性を広く啓発するために、市民生活と生物多様性の関わりを意識するとともに、内容、分量について、手に取りやすい基本方針とする。
- (3) 各所管で既に個別の計画（緑の基本計画、下水道総合計画等）があること、また柔軟性や対市民へのわかりやすさの観点から、具体的な施策を詳細に記載するアクションプランではなく、生物多様性関連施策の体系化と今後の施策の方針に主眼を置いたマスタープランを目指す。

5 構成

- 1 章 生物多様性とは（定義・基本的な考え、恵み・危機）
- 2 章 武蔵野市生物多様性基本方針について（国・都の動向、目的、基本方針の位置づけ、対称区域）
- 3 章 本市の現状（概要、歴史、エリアごとの特徴・生物生息状況・課題）
- 4 章 目標と取り組み（目標・将来像、施策の体系、行政以外の取り組み、各主体の連携）
- 5 章 計画の推進体制（体制、進行管理）
- 6 章 資料集（生息状況調査の結果等）

6 内容について

(1) 定義・基本的な考え

「いろいろな生きものが互いにつながっていること」

⇒花はミツバチに花粉を運んでもらうかわりに蜜を与え、ミツバチの集めた蜜をほ乳類が食べ、そのフンを土の中の微生物が分解し、それを栄養にして植物が育つ——という支え合い。人間を含む全生物が対象。

(2) 恵み・危機

①恵み

国連の定める 4つのサービス	説明	市民生活との関わり
基盤サービス	命を支える基本的なサービス	酸素、水循環など
供給サービス	人間生活に重要な資源を供給するサービス	食べ物、燃料、医薬品など
調整サービス	環境をコントロールするサービス	公園緑地や樹林によるヒートアイランド現象緩和など
文化的サービス	文化的・精神的なサービス	緑・水による美しい景観、公園緑地での各種レジャー、名産品など

【参考 サービスを阻害するもの】

- ・外来種はその地域本来の生物多様性を脅かす場合がある。
- ・一つの生物種の個体数が多すぎると、生態系を壊してしまう場合がある。
- ・生態系に役立っていても、人間に害をもたらす生物もいる。

②危機

国の定める 4つの危機	説明	市民生活との関わり
第一の危機	開発や乱獲など、人間活動による負の影響	開発に伴う緑の減少など
第二の危機	里地里山の荒廃など、自然に対する人間の働きかけの縮小による影響	森林の荒廃、上水の廃用など
第三の危機	外来種や化学物質など、人間により持ち込まれたものによる影響	外来種のペットを捨てることなど
第四の危機	地球温暖化など、地球環境の変化による影響	気温上昇による環境変化など

(3) 目的

大目的である「生物多様性を保全」を前提に、以下の3つがある。

- ①武蔵野市の生物多様性の現状、課題、理想像等を明らかにすること。
- ②生物多様性に係る施策を体系化し、総合的かつ計画的に推進すること。
- ③生物多様性の意義や具体的対策等を広く市民に啓発すること。

(4) 基本方針の位置づけ

- ①生物多様性基本法の定める生物多様性地域戦略として位置づけ
- ②環境基本計画の下位計画として位置づけ

(5) 対象区域

武蔵野市全域

※ただし、広域的な視点を必ず入れることとする。